

7月1日から、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用する場合において「特定求職者雇用開発助成金」の制度を一部変更します

「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）」は、令和3年7月1日から、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用する場合において、制度を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

併用時の変更点

障害者トライアル雇用により雇い入れた対象労働者（令和3年7月1日以降に障害者トライアル雇用紹介された方が対象）を、トライアル雇用終了後も引き続き雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の受給は、第2期支給対象期分からとなります。

現行：
第1期支給対象期分から受給可



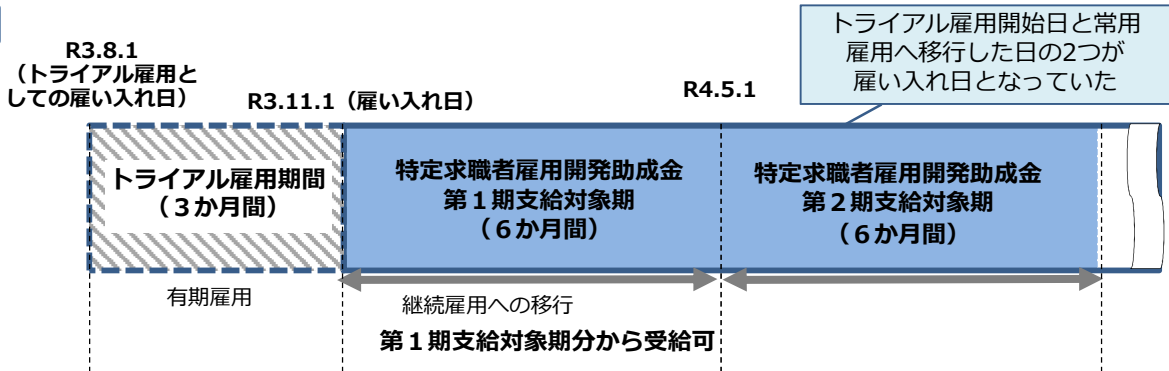
改正後

第2期支給対象期分から
受給可

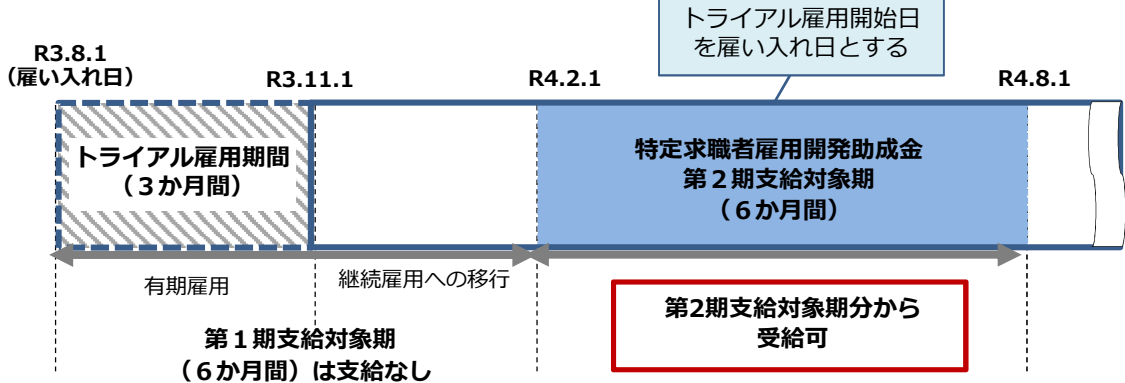
※第1期支給対象期分は支給されません。

[具体的な支給例] 令和3年7月1日に障害者トライアル雇用紹介され、8月1日に雇い入れた場合

現行



改正後



○ 有期雇用期間 □ 継続雇用期間 ▨ トライアル雇用期間 ■ 特定求職者雇用開発助成金対象期間

ご注意ください

- ▶ トライアル雇用助成金と特定求職者雇用開発助成金、それぞれ支給申請を行う必要があります。
- ▶ トライアル雇用助成金が不支給となったなど、障害者トライアル雇用が適切に実施されていない場合は、特定求職者雇用開発助成金についても支給を受けることができません。
- ▶ 詳しくはお近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

